



平成 27 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバネクス
代表者名 代表取締役社長 柴野 恒雄
(コード番号 5998 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役最高財務責任者 大野 俊也
(TEL. 03-3822-5865)

株式併合、単元株式数及び発行可能株式総数変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 67 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数及び発行可能株式総数の変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、株式会社東京証券取引所に上場する企業として係る趣旨を尊重し、単元株式数を 100 株に変更するとともに、併せて当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として株式の併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の方法・比率 平成 27 年 10 月 1 日（木）をもって、平成 27 年 9 月 30 日（水）の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成 27 年 3 月 31 日現在） | 41,533,708 株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 37,380,338 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 4,153,370 株 |

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様139名（その所有株式数の合計は247株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができるとともに、会社法第194条第1項及び当社定款第8条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元未満株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができます。

平成27年3月31日現在の株主構成の割合

| | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|-------|----------------|---------------------|
| 総株主 | 8,444名（100.0%） | 41,533,708株（100.0%） |
| 10株未満 | 139名（1.6%） | 247株（0.0%） |
| 10株以上 | 8,305名（98.4%） | 41,533,461株（100.0%） |

（4）1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

（5）併合の条件

平成27年6月24日開催予定の第67期定時株主総会において、本株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

（1）変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（2）変更の内容

平成27年10月1日（木）をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（3）変更の条件

平成27年6月24日開催予定の第67期定時株主総会において、株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. 株式の併合(2) 併合の内容」に記載した株式の併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を 125,000,000 株から 12,500,000 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 27 年 10 月 1 日(木)をもって、発行可能株式総数を 125,000,000 株から 12,500,000 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 67 期定時株主総会において、株式の併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更等に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

| | |
|------------------|---------------------|
| 取締役会決議日 | 平成 27 年 4 月 17 日 |
| 定時株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 24 日 予定 |
| 株式併合の効力発生日 | 平成 27 年 10 月 1 日 予定 |
| 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 27 年 10 月 1 日 予定 |
| 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 27 年 10 月 1 日 予定 |

*上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 27 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるのは平成 27 年 9 月 28 日です。

5. その他

本日別途、「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

なお、平成 27 年 10 月以降の株主優待制度につきましては、今回の株式の併合に伴い、所有株式数の基準について併合前の 10 分の 1 の株式数への変更を予定しております。

以上

(ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更に関する Q&A

Q1：株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q2：単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q3：株式併合、単元株式数変更の目的はなんですか。

A. 株式会社東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社は100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q4：株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成27年9月30日の最終株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|--------|------|-------|------|------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 3,000株 | 3個 | 300株 | 3個 | なし |
| 例② | 1,501株 | 1個 | 150株 | 1個 | 0.1株 |
| 例③ | 666株 | なし | 66株 | なし | 0.6株 |
| 例④ | 9株 | なし | なし | なし | 0.9株 |

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金（端数株式処分代金）は、平成27年11月頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きにつ

いては、お取引の証券会社又は後記（＊）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。
効力発生前のご所有株式が 10 株未満の場合（上記例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q5：株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に、1 株あたりの純資産額は 10 倍となるためです。また、1 株あたりの株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q6：株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

Q7：株式併合後、単元未満株式が生じますが、併合後でも買い増しや買取りをしてもらえますか。

A. 併合後でも、単元未満株式の買増制度や買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きはお取引の証券会社又は後記（＊）の当社株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

Q8：株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A. 平成 27 年 10 月以降の株主優待制度につきましては、今回の株式併合に伴い所有株式数の基準についても併合前の 10 分の 1 の株式数への変更を予定しております。その詳細につきましては、後日改めて公表させていただきます。

Q9：今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

| | |
|------------------|--------------------------------------|
| 平成 27 年 6 月 24 日 | 定時株主総会開催日 |
| 平成 27 年 9 月 25 日 | 現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日 |
| 平成 27 年 9 月 28 日 | 当社株式の売買単位が 100 株に変更 株式併合の効果が株価に反映 |
| 平成 27 年 10 月 1 日 | 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日 |

＊当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

（電話）0120-782-031（フリーダイヤル）

以上